

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月27日
【発行者の名称】	株式会社デジタル・ナレッジ (Digital Knowledge Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 埜 弘明
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野五丁目3番4号
【電話番号】	03-5846-2131 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 多喜 良夫
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.sbisec.co.jp/
【電話番号】	03-5562-7210 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社デジタル・ナレッジ https://www.digital-knowledge.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第28期	第29期	第30期
決算年月		2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高	(千円)	3,263,602	3,014,029	3,326,846
経常利益	(千円)	432,857	112,098	242,456
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	242,811	△159,172	142,720
包括利益	(千円)	255,980	△158,023	138,312
純資産額	(千円)	1,941,896	1,783,872	1,950,284
総資産額	(千円)	2,832,253	3,007,093	3,161,633
1株当たり純資産額	(円)	1,536.09	1,411.09	1,526.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	192.07	△125.91	112.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	68.6	59.3	61.7
自己資本利益率	(%)	13.4	△8.5	7.6
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	114,569	△233,075	219,503
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△285,822	△221,886	△173,470
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△39,032	459,136	△86,551
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,045,297	1,050,620	1,005,693
従業員数	(名)	230	226	232

- (注) 1. 第28期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であり、また、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 株価収益率は、2025年11月30日時点では当社株式が非上場であったため記載しておりません。
3. 第29期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第30期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第28期の連結財務諸表については当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1995年12月	東京都渋谷区において、eラーニングシステム開発のため、テレコム学習ネットワーク有限会社(資本金3,000千円)を設立
1997年4月	本店所在地を東京都豊島区へ移転
2000年1月	株式会社へ組織変更し、商号を株式会社デジタル・ナレッジに変更
2002年12月	株式会社デジタル・ナレッジ・ユニバーシティ・ラーニング(現株式会社ディ・ケー・ユニバーシティ・ラーニング)を設立(現・議決権の所有割合8.3%)
2003年3月	本店所在地を東京都千代田区へ移転
2003年7月	学習管理システム(LMS)「KnowledgeDeliver」販売開始
2005年2月	eラーニングASPサービス「ナレッジデリ」サービス開始
2008年2月	株式会社デジタル・エデュケーショナル・サポートを設立(現・非持分法適用会社)
2008年9月	大阪府大阪市西区に西日本支社(現西日本支社事業部)を開設
2009年9月	株式会社デジタル・ナレッジ・コンシューマー(現株式会社ドコモgacco)を設立(現・議決権の所有割合3.3%)
2010年3月	本店所在地を東京都新宿区へ移転
2010年7月	eラーニング専用「DKクラウド」サービス開始
2011年9月	本店所在地を東京都台東区へ移転
2012年1月	動画教材配信「Video+」サービス開始
2015年3月	株式会社デジタル・ナレッジ・スクール(現株式会社Z会ラーニング・テクノロジー)を設立(2016年9月全株売却)
2015年4月	株式会社N-Academyを設立(2019年9月吸収合併により消滅)
2016年4月	株式会社デジタル・ナレッジ教育テクノロジー研究所を設立(2019年9月吸収合併により消滅)
2016年7月	福岡県福岡市博多区に九州支店(現九州支店事業部)を開設
2016年12月	株式会社養成課程推進機構を設立(2020年7月全株売却)
2019年9月	株式会社N-Academy及び株式会社デジタル・ナレッジ教育テクノロジー研究所を吸収合併
2020年7月	ウズベキスタン共和国にJapan Digital University LLC.を設立(現・連結子会社)
2023年4月	オープンバッジを活用して従業員のスキルを管理する「KnowledgeDeliverSkill+」サービス開始
2024年7月	アシスタントAI「Teacher's Copilot CMCサービス」開始
2026年2月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（Japan Digital University LLC.）の計2社で構成されております。当社グループは、ITを活用して教育を流通する「学びの架け橋」を作り、一人ひとりが学びたい時に学べ、希望と活力で満たされた社会を実現することを掲げ、教育DX事業及び教育輸出事業を主な事業として取り組んでおります。当社グループにおける各社の位置付けは、次の通りであります。

セグメント	事業内容	会社名
教育DX事業	eラーニング及びそれに付随する各種サービス	株式会社デジタル・ナレッジ
教育輸出事業	日本の教育の海外輸出	Japan Digital University LLC.

(1) 教育DX事業

当社グループが提供する教育DX事業は、主に、eラーニング専用プロダクツ（製品）、eラーニングシステムカスタマイズ（構築）、eラーニングサーバー運用（ホスティング）、コンテンツ制作・販売（教材）、受講者募集支援（プロモーション）、運用アウトソース（運用）、教育・IT機材（教育IT）等の研究・開発、製造、販売等の業務を行っております。

当社グループは、これらの製品・サービスから「インテグレーション4階層モデル」を構築し、様々な機能を柔軟に組み合わせることにより、顧客ニーズに合致したeラーニングシステムを提供しております。

第1階層は全顧客共通の「基幹システム」、第2階層は「各種モジュール」、第3階層は実装機会の多いカスタマイズを予めまとめた「機能拡張セミオーダー」、第4階層は個別ニーズに合わせた専門開発を行う「個別カスタマイズ」と定義しております。



ソフトウェア区分		サービスの名称	サービスの内容
第1階層	eラーニングプラットフォーム	学習管理システム (LMS (注) 1) 「KnowledgeDeliver」、 「ナレッジデリ」	教材作成・学習・運用管理といった学習管理システムに必要な3大機能を標準搭載した基幹システムです。
第2階層	機能オプション	動画教材作成配信サービス 「Video+」	ビデオ教材を簡単に作成し、ストリーミング配信できます。
		Web会議ツール連携 「ライブオプション」	Web会議ツールと連携し、学習管理システム上からWeb会議ツールを用いたライブ授業やオンラインセミナーにシームレスに移行できます。
		受講者対応の自動化 「AMSオプション」 (注) 2	予め設定したシナリオに従って、自動的に受講者に対して、指導伝達、受講促進を行うことができます。
		顔画像の認証 「顔認証オプション」	受講時に端末カメラで撮影した実際に操作している人の顔画像と、事前に提出・承認された受講者の顔画像を人工知能が照合します。
		アシスタントAI (注) 3 「Teacher's Copilotオプション」	学習管理システムに付随して、生成AIを活用して日々の教材制作の負担を軽減します。
		デジタル証明書「オープンバッジ」 (注) 4 「デジタルバッジオプション」	学習管理システムで学習した受講者にオープンバッジを発行でき、受講者は学習管理システムからオープンバッジをダウンロードして自らの学習の証明として利用できます。
第3階層	機能拡張セミナー	「二段階認証オプション (メール方式)」	受講者のなりすまし行為を防止するため、受講の開始・終了のタイミングで「6桁の数値」を本人宛にメール送信し、その数値を入力しないと受講開始・終了できない仕組みです。
		「就業時間受講制御オプション」	教科ごとに「就業時間」や「休日」の設定を行い、就業時間外や休日に社外から受講できない仕組みです。
		「オンラインCBT」 (注) 5	インターネット経由で、どこでも模擬試験、資格試験、昇格試験、定期試験等を実施できます。
		「IRT」 (注) 6	IRT (項目応答理論) をLMSのテスト問題データベースに組み込むことで、受講者向けに理解レベルに合わせた出題が可能となります。
		「外部システム連携」	すでに利用している外部システムとLMSを連携させることにより、情報の一元管理や運用の自動化を実現します。
第4階層	個別カスタマイズ	個別カスタマイズ	顧客ニーズに基づき、大小様々なシステムカスタマイズを実施します。

①売上区分

イ. 教育DXライセンス

当社グループは、第1階層のeラーニングプラットフォームの基幹システムである学習管理システム (LMS) に、第2階層の動画教材作成配信サービス、Web会議ツール連携、受講者対応の自動化、顔画像の認証、スキルマネジメントシステム等の用途別モジュールをオプション提供し、ライセンス運用・保守売上を計上しております。

また、当社グループでは、顧客の環境や導入目的に合わせて、最適なサーバーを利用できるよう、クラウド環境、共用サーバー、専用サーバー等の環境を提供しております。

ロ. 教育DXインテグレーション

当社グループは、eラーニングプラットフォーム導入時等に、必要な機能をスムーズに導入することや独自教育ノウハウをシステム上で実現することを目的として、第3階層の「機能拡張セミナー」及び第4階層の「個別カスタマイズ」をシステム開発受注し、売上計上しております。

また、その他のサービスとして、ライセンス、コンテンツ制作、操作説明会、ICT機材の調達等を実施することによる売上を計上しております。

②ビジネスモデル (事業の特徴)

当社グループは、自社開発した学習管理システム (LMS) 「KnowledgeDeliver」及び主要パッケージ製品を基幹システムとして、主要顧客である教育事業者 (学校、塾、スクール、通信教育、出版社、企業内研修部門等) にeラーニングサービスを提供するBtoBビジネスを展開しております。

当社の事業上の特徴は、以下の通りです。

イ. 学習管理システム (LMS) 「KnowledgeDeliver」を自社開発していること

a. 導入時のメリット

自社開発システムであることから、顧客の「個別カスタマイズ」への対応力が高く、簡易な「個別カスタマイズ」から難易度の高い「個別カスタマイズ」まで幅広く対応しております。これにより、顧客が目指すeラーニングを提供できる可能性を高めております。

b. 契約時のメリット

顧客に最新テクノロジーや利便性の高い機能を提供するため、学習管理システム (LMS) 「KnowledgeDeliver」を年4回バージョンアップしております。これにより、顧客は、追加料金なく、最新の学習管理システム (LMS) を利用し続けることができます。

また、新たな開発ニーズや改良ニーズに対し、随時「個別カスタマイズ」対応を行うことができます。

ロ. システム、教育、市場の3つのノウハウを併せ持つこと

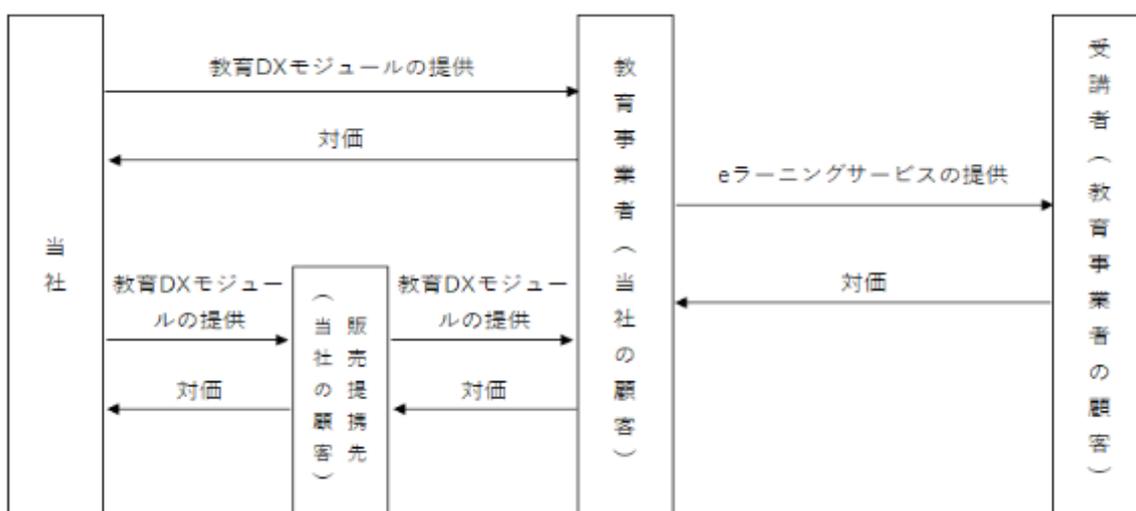
以下の3つのノウハウを併せ持つことにより、顧客が目指す教育・LMSシステム構築に向け、幅広い提案を実現しております。

システムノウハウ	LMS (各種教育DXモジュールを含む。(注) 7) を自社開発し、追加機能開発、他社システム連携開発等を行うノウハウを持っており、軽微なカスタマイズ開発から全体システムの開発まで、幅広い開発ニーズに対応しております。
教育ノウハウ	多くの教育事業者の教育メソッドをLMSに実装し、多種多様な教育ノウハウを蓄積したことにより、教育事業者の教育メソッドの実現だけでなく、代替案の提案等を行っております。
市場ノウハウ	社内研修市場、教育ビジネス市場、文教市場等にそれぞれ専門特化した事業部を設置することにより市場ノウハウを蓄積し、各市場の特性を反映したeラーニング提供を行っております。

ハ. ワンストップサービスを提供していること

eラーニング関連の全てのサービス (製品、構築、クラウド、教育IT、運用、教育流通 (販売)、教材) をワンストップで提供することができます。これにより、顧客の負担を軽減し、eラーニングの円滑な導入を実現することができます。

教育DX事業の系統図は、次の通りであります。



- (注) 1. LMSとは、Learning Management System (学習管理システム) の略で、教材作成・学習・運用管理を行う機能を有するソフトウェアのことです。
 2. AMSとは、Automatic Mentoring Scenarioの略で、予め設定したシナリオに従って自動的にメンタリングを行うことです。

3. 本書におけるAI（人工知能）は、生成AIを指します。生成AIとは、深層学習や機械学習の手法を用いて、テキスト、画像、音楽、ビデオ等のデジタルコンテンツを自動で生成する技術のことです。
4. オープンバッジとは、取得した資格、知識、スキル、経験、学習内容等を証明・共有できるデジタル証明・認証のことです。
5. CBTとは、Computer Based Testing（コンピュータベースドテスト）」の略称で、コンピュータを使った試験方式のことです。
6. IRTとは、Item Response Theory（項目応答理論）の略称で、評価項目群への応答に基づいて、受験者の知識・技能や様々な能力等の特性を測定するための統計的理論のことです。
7. 教育DXモジュールとは当社の造語であり、eラーニングを実現するための、特定の機能をもったソフトウェア及びシステムの総称です。

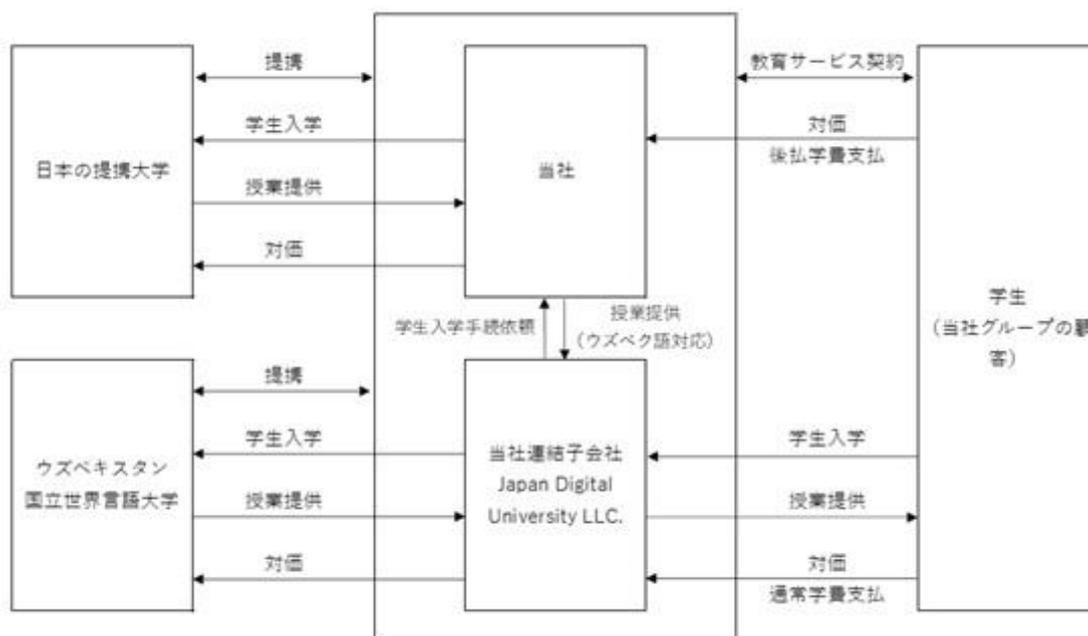
(2) 教育輸出事業

当社グループが提供する教育輸出事業は、ウズベキスタン共和国に設立した当社子会社Japan Digital University LLC. が運営する私立大学（以下「JDU大学」という。）にて、日本の提携大学の授業を学生に提供しております。

JDU大学は、IT技術と日本語を中心とするJDU独自の授業を学生に提供すると共に、日本の通信制大学6校（以下「提携大学」という。）及びウズベキスタン国立世界言語大学と提携し各大学の授業を学生に提供しております。これにより、JDU大学の学生は、JDU大学、日本の提携大学及びウズベキスタン国立世界言語大学の単位を取得することにより、最大で3つの大学の卒業資格を取得することができます。

学生の学費負担を軽減するため、JDU大学の学費は、在校中に支払う通常学費（学費総額の約20％）と卒業・就業後に支払う後払学費（学費総額の約80％）で構成されております。

教育輸出事業の系統図は、次の通りであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Japan Digital University LLC. (注2)	ウズベキスタン共 和国タシケント市	30,232 百万スム	教育輸出 事業	100.0	資金貸付 管理業務の委託等取引

- (注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 特定子会社であります。
 3. 当社は、2020年7月にJapan Digital University LLC. を設立し100%子会社としております。
 4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状態

2025年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
教育DX事業	170
教育輸出事業	62
合計	232

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

(2) 発行者の状態

2025年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
179	40.9	8.4	6,101

セグメントの名称	従業員数(名)
教育DX事業	170
教育輸出事業	9
合計	179

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状態

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加の中で、緩やかな回復基調で推移しております。一方、物価の上昇、アメリカの通商政策、海外景気の下振れ等の影響に依然として注意が必要な状況が続いております。

当社グループが事業を展開するオンライン教育サービスのうち、BtoB市場は、上場企業を対象とする人的資本の情報開示義務などが後押しとなり、引き続き高いニーズがあるものの、BtoC市場は、学習塾・予備校や通信教育の学習者数が伸び悩んでおり、市場全体としては微増傾向にあります。

このような状況の中、当社グループでは、顧客の経営に資する価値を最大化することを掲げ、受講生の増加・能力の可視化・成績の向上・合格率の向上、生産性の向上、品質の向上、教育効果の向上、コスト削減等の提案を積極的に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は3,326,846千円(前年同期比10.4%増)となり、営業利益236,561千円(前年同期比99.3%増)、経常利益242,456千円(前年同期比116.3%増)、当期純利益142,720千円(前年同期は当期純損失159,172千円)となりました。

前第4四半期連結会計期間から当第4四半期連結会計期間までの各四半期の業績推移は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前第4四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	当第3四半期 連結会計期間	当第4四半期 連結会計期間
売上高	903,252	685,305	960,779	678,125	1,002,636
営業利益又は損失(△)	173,029	△66,727	170,216	△92,336	225,408
経常利益又は損失(△)	166,799	△47,712	167,707	△109,839	232,301

セグメントごとの経営成績は、次の通りであります。

【教育DX事業】

当セグメントにおきましては、主にeラーニング及びそれに付随する製品・サービスの提供を行っており、教育DXライセンスと教育DXインテグレーションに区分しております。

2025年1月15日付けにて、動画配信サービスの業務委託先であるエッジオ・ジャパン株式会社がサービス停止を決定したため、約1か月間をかけて動画配信利用の全取引先の動画環境を他社の動画配信サービスに移行いたしました。その間、取引先との間において大きなトラブルは発生しませんでした。本件に関する業務負荷が大きかったことにより、約1か月にわたり通常業務への影響が発生しました。

2025年4月に開催された、日本最大の教育関係の展示会であるEDIX東京では、eラーニングにおける生成AIの活用方法として、教える人、先生を支援するAIによる教材自動生成や指導の自動化を行うコンポーネント「Teacher's Copilot(※)」の提供のほか、様々なニーズに合わせて生成AIを活用したサービスを具体的に示すことにより、受注の獲得に努めました。

① 教育DXライセンス

教育DXライセンスとは、主に、システム利用ライセンス、システム保守・運用、運用サポートから構成されます。顧客数の増加に伴う保守・運用の増加により、利用実績が増加しました。

② 教育DXインテグレーション

教育DXインテグレーションとは、システム設計・開発、サーバ構築、教材制作、作業代行等から構成されます。

当第1四半期には、受注済み案件の納期遅れ等が発生したものの、当第3四半期以降において折衝中の案件の受注・納品が順調に進みました。

以上の結果、教育DX事業の売上高は2,996,493千円(前年同期比4.7%増)、営業利益346,352千円(前年同期比7.8%減)となりました。

※「Teacher's Copilot」は、生成AIを活用することで教材制作の効率を飛躍的に高め、一つの素材をもとに様々な

バリエーションの教育コンテンツを自動生成するなど、学びを作る人のためのアシスタントAIです。

【教育輸出事業】

当セグメントにおきましては、主に、当社子会社であるJapan Digital University LLC. (以下「JDU」)が運営するJDU大学を通じて、ウズベキスタン共和国に日本の通信大学教育の輸出を行っております。

JDU大学では、2021年秋から本格的な学生募集を開始し、1学年100名以上の新入学生を迎え、2024年秋の新入学生をもって4学年に100名以上の学生が在籍することとなりました。当セグメントの主な売上高は、学生から受領する学費であるため、2021年秋以降、順調に売上高が増加いたしました。しかしながら、売上高が、売上原価及び販売管理費の総額を大幅に下回っていることから、日本の提携大学への3年次転入の導入など、コスト削減への取組みを開始いたしました。

また、当社本社ビルにウズベキスタン共和国の国家IT推進機関「IT Park(ITパーク)」の東京オフィスを誘致し、キルギス共和国においては「Kyrgyz-Japan Digital University」を共同設立するなど、中央アジアにおける関係強化と営業エリアの拡大に努めております。

以上の結果、教育輸出事業の売上高は330,353千円(前年同期比118.8%増)、営業損失109,790千円(前年同期は営業損失250,485千円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前年同期と比較して44,926千円減少し、1,005,693千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

売上債権の増加額△141,214千円、法人税等の支払額△73,552千円などがありましたが、一方で税金等調整前当期純利益214,435千円、減価償却費110,486千円、減損損失25,649千円などにより、営業活動によるキャッシュ・フローは219,503千円(前年同期は△233,075千円)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

EdTechモジュールのアップデート開発により無形固定資産の取得による支出△148,300千円などがあり、投資活動によるキャッシュ・フローは△173,470千円(前年同期は△221,886千円)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の売却による収入28,098千円がある一方で、長期借入金の約定弁済により長期借入金の返済による支出△114,650千円があり、財務活動によるキャッシュ・フローは△86,551千円(前年同期は459,136千円)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、eラーニング関連の各種サービス及び日本の教育の海外輸出であり、生産活動を行っていないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、教育DXライセンスは受注から販売までの期間が短いため、また、教育輸出事業は学生向けの教育サービスであり、いずれも提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

サービス内容の名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
教育DXインテグレーション	709,852	△6.4	243,040	△11.3
合計	709,852	△6.4	243,040	△11.3

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービス内容別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
教育DX事業	2,996,493	4.7
教育DXライセンス	2,229,129	7.0
教育DXインテグレーション	767,364	△1.6
教育輸出事業	330,353	118.8
合計	3,326,846	10.4

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する記載は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、eラーニングという「学びの架け橋」によって教育事業者と受講者を結ぶことで、より良い知識社会の実現に貢献していきたいと考えております。

(2) 経営戦略

① 市場別に専門事業部を配置

当社グループは、市場（社内研修市場、教育ビジネス市場、文教市場、海外市場）別の顧客ニーズに対応するため、市場別に専門事業部を配置し、市場特性にあった提案を目指しております。

② 教育事業者が持つ独自教育・メソッドのeラーニング化

当社グループは、顧客である教育事業者が持つ独自教育・メソッドをシステム開発によりeラーニング化することにより、顧客ニーズに適切に応え、長期にわたる取引関係の構築を目指しております。

③ 新教育DXモジュールの開発

当社グループは、新技術を導入した教育DXモジュールをタイムリーに開発し、常に新しい価値を顧客に提案することを目指しております。

(3) 経営環境

2024年度（見込）の国内eラーニング/デジタル教育市場規模は、3,812億円（前年度比2.1%増）を見込んでおります。内訳は、法人向け（企業・団体内個人を含む）BtoB市場規模が1,232億円（同7.8%増）、個人向けのBtoC市場規模が2,580億円（同0.4%減）であり、BtoB市場の成長がBtoC市場の縮小を補い、全体市場としては前年度比プラス成長で推移するものと予測されます。（注1）

また、2020年度からの小学校における英語教科化とプログラミング教育必修化を始め、経済産業省の重点施策に教育DXが位置づけられる等、eラーニングを中心とした教育DX産業に高い期待が集まっております。

これまで、我が国の教育市場におけるeラーニング占有率は、文教費総額24.9兆円（注2）に対し、2024年度の国内eラーニング市場規模3,812億円からeラーニング占有率は1.5%と低い水準であり、コロナ禍によりeラーニングの有用性が認知されたこともあり、占有率の拡大が期待されております。

- (注) 1. 株式会社矢野経済研究所「2025 eラーニング/デジタル教育ビジネスレポート」
2. 文部科学省「令和6年度文部科学白書」

(4) 対処すべき課題

① 教育DX事業

新規顧客開拓の強化及び既存顧客の解約防止に取り組むことにより、中長期的な成長を実現してまいります。

a. 顧客情報分析力の強化

法人データベース活用を促進し、顧客の市場、顧客の課題を把握して顧客コミュニケーションの最適化を目指します。

b. 提案力の強化

個々の顧客に特化した提案、生成AI活用、コーディネータ能力の強化などを通じて、提案力を強化することにより、顧客開拓及び顧客満足度向上を図ります。

c. その他

顧客エンゲージメントを高める活動の促進、解約情報の把握・分析・全社対策などを通じて、解約防止に努めます。

② 教育輸出事業

JDU大学においては、学科の増加、現地高校との連携強化などを通じて、学生の入学者数の確保に努めるとともに、経営改革を推進してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境の変化について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：不特定、影響度：大)

当社グループの教育DX事業は、教育事業者（学校、塾、スクール、通信教育、出版社、企業内研修部門等）を主要顧客としております。当社グループのソフトウェアは、教育内容を受講者へ届ける機能を提供しており、今後の国内外の経済情勢の悪化によりすぐに契約が解約される性質のサービスでは無いため安定的な収益を見込んでおりますが、顧客のIT投資マインドが減退するような場合には、当社グループの新規契約数が鈍化する可能性等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営成績の季節的変動について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社グループが提供する教育DXモジュールは、多くの顧客が決算期を迎える3月末及びその3～6か月前の9月～12月にライセンスの納品やインテグレーション成果物の検収が行われ、稼働率が高くなる傾向にあり、第2四半期及び第4四半期の売上高及び利益が他の四半期と比較して割合が高くなる傾向にあります。また、第1四半期には年末年始休暇、第3四半期には夏期休暇により稼働日数が少なくなることから、売上高及び利益が低くとどまる傾向にあります。教育DXモジュールの提供による売上高の拡大を目指すことで、売上高の偏りを減らすよう努めてまいりますが、当該時期に、何らかの事由により売上高が減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 他社との競合について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社グループが営む教育DX事業は、当社グループが長年蓄積してきた教育DXモジュールの開発ノウハウや多種多様な教育DXモジュールサービスの提供、教育事業者と受講者を結ぶ役割に徹する事業展開、各種関連団体等を通じた業界育成等、技術面での優位性だけでなく、事業展開の独自性や人的ネットワークの多様性等、IT技術だけでは競争できない要素を必要としており、競争優位性を有していると考えておりますが、将来的に競合他社が同種の製品・サービスを当社グループより低価格又は高品質で提供した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 価格低下圧力について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：不特定、影響度：小)

当社グループが提供する教育DXモジュールは、受講者数や動画配信流量、クラウドスペース占有量等、顧客のeラーニング規模の拡大に伴ってライセンスが増額する事業モデルとなっているため、規模拡大に合わせた単価低減等の対応を取っております。価格体系の理解を深めていただく活動に取り組んでおりますが、大口既存顧客から当社グループの見込みを超えた価格低下圧力を受けた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新技術への対応について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社グループは、教育ニーズの多様化やICT環境の変革、新技術の普及に合わせ、教育DXモジュールを開発し続けることで、より付加価値の高いサービスを提供していく必要があります。しかしながら、市場ニーズの変化を的確に捉える新技術への対応が遅れた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社グループは、現時点において第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されることや、そのような通知

は受けておりません。しかしながら、近年のソフトウェアに関する技術革新のスピードは早く、当社グループのソフトウェアが第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確に想定、判断できない場合には、第三者の知的財産権を侵害する可能性があります。また、当社グループ事業分野において認識していない特許等が成立している場合、当該第三者より損害賠償及び使用差し止め等を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：不特定、影響度：大)

当社グループが提供する教育DX事業には、教育とICTに関する幅広い知識を有し適切な提案活動を行えるコーディネータ（営業）、顧客ニーズを的確に整理・具体化し要件定義・設計を行うとともにエンジニアへの開発指示、進捗管理、品質管理を通じてプロジェクト全般を統括するディレクタ、Webアプリケーションの開発、AIやデータサイエンスサービスの提供といった先端技術を要する専門性の高いエンジニアの確保が不可欠であります。新卒採用、経験者採用に取り組んでおりますが、計画どおりに優秀な人材を確保できず、開発・サービス提供・提案・営業体制に影響をきたすような状況が多発した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 当社グループの想定を上回る解約が生じるリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社グループの教育DX事業は、顧客満足度を高めながら常に新しいモジュールを提供することで継続率を維持する施策を行っております。しかしながら、顧客の利用状況や経営環境の変化等の理由により、毎年一定の解約が発生しております。予算及び中期事業計画には、将来の解約を見込んでおりますが、当社グループの想定を上回る解約が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 訴訟について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：大)

当社グループは本書公表日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、顧客等から当社グループが提供するサービスの不備、アプリケーションの不具合、個人情報の漏洩等により訴訟を受けた場合には、当社グループの社会的信用が棄損され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、子会社を設置しているウズベキスタン共和国においては、軽微な契約不履行についても通知・協議等を経ずに訴訟提起されることがあります。契約内容の履行、支払期日等の管理を徹底することにより訴訟提起されないよう留意しておりますが、訴訟を受けた場合には、当社グループの社会的信用が棄損され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システムトラブルについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：大)

当社グループのアプリケーションは、クラウドという特性上、インターネットを經由して顧客に提供されておりインターネットに接続するため通信ネットワークやインフラストラクチャに依存しております。当社グループは、システムトラブルを最大限回避すべくグローバル展開している大規模データセンタ上にアプリケーションを構築し最新のセキュリティ対策も講じております。しかしながら、自然災害、事故等による予期しえないトラブル、近年増加傾向のサーバーへの攻撃や不正侵入が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 重大な不具合について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：大)

当社グループが提供するアプリケーションは、開発計画から納品に至るまでの開発プロセスが定められております。顧客へ提供する前に、当社グループが定める品質チェックを行った上で納品しておりますが、顧客へ提供後に重大な不具合（バグ等）が生じ、補修等追加コストの発生や信用の失墜、損害賠償責任が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報管理体制について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：大)

当社グループでは、業務に関連して多数の顧客企業の情報資産を取扱っていることから、安全管理規程を制定し、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施する等、情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 内部管理体制の構築について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：大)

当社グループは、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制を更に強化する必要があると認識しております。今後は、人材採用及び育成を行うこと等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 特定の人物への依存について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社の代表取締役社長兼CEOである埜弘明は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。当社グループの事業展開において事業戦略の策定や業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。当社グループは、経営管理体制の強化や経営幹部の育成等を図ることにより、同氏への過度な依存の脱却に努めておりますが、現時点においては、未だに同氏に対する依存度は高いと考えております。今後、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難になる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 個人情報漏洩に関するリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：大)

当社は、プライバシーマークの認証を取得しており、個人情報の保護には細心の注意を払っておりますが、当社グループの個人情報保護管理について瑕疵が生じた場合、当社グループの社会的信用の失墜、並びに当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 法的規制等について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社は、労働者派遣法、職業安定法等の人事関連の法令の他、個人情報保護法、取適法、著作権法、景品表示法、特定商取引法等の適用を受けております。また、当社子会社（所在地：ウズベキスタン共和国）は、教育法、消防法等の他、個人情報保護法、著作権法等の適用を受けております。これらの法令を含め当社グループに適用のある各種法令や税制等について、今後変更があった場合や新たな規制が導入された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新規事業への取組みについて

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社グループは、収益基盤を更に拡大するために、今後も新規事業への取組みを進めていく方針ですが、新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の時間を要することが予想されます。このため、当社グループ全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当社グループの想定どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかつた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 海外事業展開について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

当社グループは、ウズベキスタン共和国に子会社を設置し事業展開を開始しておりますが、同国において、予期しない法令、制度・規制、政治・経済情勢、為替等のカントリーリスクが顕在化した場合には、当社グループが計画どおりの事業活動を行うことができず、当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(19) JDU大学の学費回収リスクについて

(発生可能性：高、発生可能性のある時期：中期、影響度：中)

当社グループは、ウズベキスタン共和国に子会社を設置し、Japan Digital University (JDU大学) の運営を通じて海外への教育輸出を行っております。JDU大学の学費は、在校中に支払う通常学費(学費総額の20%)と卒業・就業後に支払う後払学費(学費総額の80%)で構成されております。

JDU大学における学費滞納総額は6,135百万スム(79百万円)、滞納率11.1%となっております。ウズベキスタン共和国では学費を前払いする商慣習が定着していないため、学期中の回収率が低くなる傾向にあります。JDU大学では、通常学費を1年以上滞納する学生に対し、強制休学の措置を取るなど通常学費回収に努めておりますが、通常学費の滞納や未回収が継続・増加した場合には、当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

また、後払学費は、会計ルールに基づき在学中での売上計上を検討することになりますが、学生の卒業・就業後に回収が行われますので、後払学費の滞納や未回収が増加した場合には、当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 配当政策について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：小)

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持すると共に将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社は更なる成長に向けた投資を実施するには、内部留保資金が十分では無いと考えており、配当を実施しておりません。内部留保資金の用途につきましては、事業基盤の整備や事業の拡大、システム環境の整備等に充当してまいります。

(21) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：小)

当社グループは、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。また、今後におきましても、当社役員及び従業員に対しインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(22) 自然災害等による影響について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：小)

当社グループが提供する主要サービスは、インターネットを介して提供されるため、地震、台風、津波等の自然災害や火災・事故、感染症等(以下、「重大な自然災害等」という。)の発生時においても、サービスを提供することは可能です。しかしながら、当社グループが展開する国内外の事業拠点において重大な自然災害等が発生した場合には、正常な事業運営が行えなく可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(23) J-Adviserとの契約について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：不特定、影響度：中)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。当社では、株式会社SBI証券(以下「同社」とします。)を担当J-Adviserに指定し、同社との間で、J-Adviser契約を締結しております。J-Adviser契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、J-Adviser契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。J-Adviser契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社SBI証券（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができます。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらない時は、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかった時

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認める時

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認める時は、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。)

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有する全ての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認める時

⑳その他

前各号の他、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約に係る催告解除及び通知義務>

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情の無い限り1か月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内

にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時は本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、以下の通り各セグメントに関連付けられない全社共通の研究開発テーマに取り組んでおります。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は24,882千円であります。

〈全社共通〉

① 1EdTech技術標準

国際標準規格を制定する1Edtechの日本法人の活動を通じて、オープンバッジをはじめとするデジタルの資格の証明書や学習履歴の互換性の規格LTI、テストシステムの規格QTIについて最新情報やその活用事例を収集し、当社パッケージの搭載やカスタマイズの支援等を行っております。

② AI教育モジュール

最新のAI技術の教育への応用について調査し、「KnowledgeDeliver Teacher's Copilotオプション」の新機能開発を行っております。また、知識にID付けを行い、デジタルツインなど最新のAI技術を用いてスキル獲得を支援する仕組みについて、新規開発を行っております。

③ モバイルアプリ開発

マルチデバイスのアプリ開発環境を研究課題として、授業内でアンケートやチャット等のコミュニケーションを図るためのツールの調査研究を行っております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における資産合計は、前年同期と比較して154,540千円増加し3,161,633千円となりました。これは主に、借入金の約定弁済等により「現金及び預金」が44,907千円、前払費用の契約期間の経過により流動資産の「その他」が36,329千円、それぞれ減少する一方で、Japan Digital University LLC.における後払学費売上高計上により「受取手形、売掛金及び契約資産」が141,214千円、EdTechモジュールのアップデート開発によるソフトウェアの増加により「ソフトウェア」が58,880千円、将来減算一時差異の増加により「繰延税金資産」が69,196千円、それぞれ増加したことによるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は、前年同期と比較して11,870千円減少し1,211,349千円となりました。これは主に、賞与支給見込み額の増加により「未払費用」が33,891千円、課税所得の増加により「未払法人税等」が67,358千円、それぞれ増加する一方で、借入金の約定弁済により「一年内返済予定の長期借入金」が4,130千円、「長期借入金」が110,520千円、それぞれ減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前年同期と比較して166,411千円増加し1,950,284千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益142,720千円の計上により「利益剰余金」が増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載の通りです。

(5) 経営戦略の現状

「3【対処すべき課題】」に記載の通りです。

(6) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載の通りです。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、主に教育DXモジュールの機能アップデートのためのソフトウェア開発投資として148,300千円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具及 び備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都台東区)	教育DX 事業	本社 開発他	258,665	12,815	255,696 (322.86)	331,365	858,543	162
西日本支社 (大阪府大阪市西区)	教育DX 事業	支社	15,640	3,310	— (—)	—	18,951	15

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は16,271千円であります。

(2) 在外子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Japan Digital University LLC.	本社 (ウズベキス タン共和国タ シケント市)	教育輸出 事業	教室設備	—	—	— (—)	—	—	53

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,800,000	3,350,000	1,450,000	1,450,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,800,000	3,350,000	1,450,000	1,450,000	—	—

- (注) 1. 2019年10月8日開催の取締役会決議により、2019年10月17日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,447,100株増加し、1,450,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,790,400株増加し、4,800,000株となっております。
2. 2025年9月8日開催の臨時株主総会により、定款の変更が行われ、同日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。
3. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式163,503株が含まれております。
4. 発行株には自己株式172,700株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りです。

第3回新株予約権（2019年10月17日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	136,790(注)1	136,790(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136,790(注)1	136,790(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2	800(注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月18日～ 2029年10月17日 (注)3	2021年10月18日～ 2029年10月17日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 400 (注)4	発行価格 800 資本組入額 400 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	(注)8

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議から2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社と

- なる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(注)3で定められた新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)3で定められた新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第4回新株予約権（2020年11月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	8,000(注)1	8,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1	8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,200(注)2	1,200(注)2
新株予約権の行使期間	2022年12月1日～ 2030年11月30日 (注)3	2022年12月1日～ 2030年11月30日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600 (注)4	発行価格 1,200 資本組入額 600 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	(注)8

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議から2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(注)3で定められた新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)3で定められた新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注) 5 に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 4 に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注) 7 に準じて決定する。

第5回新株予約権 (2021年11月1日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	17,593(注)1	17,593(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,593(注)1	17,593(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注)2	1,500(注)2
新株予約権の行使期間	2023年11月2日～ 2031年10月31日 (注)3	2023年11月2日～ 2031年10月31日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注)4	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	(注)8

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議から 2 年を経過した日から、当該決議の日後 10 年を経過する日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。
② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
7. 新株予約権の取得事由
① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(注)3で定められた新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)3で定められた新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

第6回新株予約権（2022年11月17日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,120(注)1	1,120(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,120(注)1	1,120(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,900(注)2	1,900(注)2
新株予約権の行使期間	2024年11月26日～ 2032年11月16日 (注)3	2024年11月26日～ 2032年11月16日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,900 資本組入額 950 (注)4	発行価格 1,900 資本組入額 950 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	(注)8

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議から2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでは無い。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株

- 予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(注)3で定められた新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)3で定められた新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)4に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
(注)7に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年10月17日	1,447,100	1,450,000	—	40,450	—	25,000

(注) 株式分割(1:500)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	8	9	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	250	—	—	14,250	14,500	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	1.72	—	—	98.28	100.00	—

(注) 1. 自己株式172,700株は、「個人その他」に1,727単元に含まれております。

2. デジタル・ナレッジ従業員持株会は「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
埴 弘明	静岡県熱海市	1,138,000	89.09
デジタル・ナレッジ従業員持株会	東京都台東区上野5-3-4	52,300	4.09
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋2-3-4	25,000	1.95
近藤 寿子	東京都府中市	21,000	1.64
猪股 和昭	東京都杉並区	16,000	1.25
吉田 自由児	東京都千代田区	16,000	1.25
野口 保之	東京都北区	6,000	0.46
多喜 良夫	東京都杉並区	3,000	0.23
計	—	1,277,300	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 172,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,277,300	12,773	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,450,000	—	—
総株主の議決権	—	12,773	—

② 【自己株式等】

2025年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社デジタル・ナレッジ	東京都台東区上野五丁目3 番4号	172,700	—	172,700	11.9
計	—	172,700	—	172,700	11.9

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年10月17日 (第3回新株予約権)	2020年11月30日 (第4回新株予約権)	2021年11月1日 (第5回新株予約権)	2022年11月17日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 当社従業員 101	当社取締役 1	当社取締役 4 当社従業員 40	当社従業員 23
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。			
株式の数(株)	同上			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上			
新株予約権の行使期間	同上			
新株予約権の行使の条件	同上			
新株予約権の譲渡に関する事項	同上			
代用払込みに関する事項	同上			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上			

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	13,118	28,098	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	172,700	—	172,700	—

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持すると共に将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当社は更なる成長に向けた投資を実施するには、内部留保資金が十分では無いと考えており、配当を実施しておりません。内部留保資金の用途につきましては、事業基盤の整備や事業の拡大、システム環境の整備等に充当してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は2025年11月30日時点で非上場でありましたので、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性9名 女性1名(役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長兼CEO	埴 弘明	1966年3月20日	1988年4月 1995年12月 2000年1月 2009年9月 2014年3月	富士電機株式会社 入社 当社設立 取締役就任 当社 代表取締役社長就任 株式会社デジタル・ナレッジ・コンシューマー (現株式会社ドコモgacco) 取締役就任(現任) 当社 代表取締役社長兼CEO就任(現任)	(注)3	(注)5	1,138,000
代表取締役 COO	吉田 自由児	1973年4月18日	1997年4月 2014年3月 2016年6月	当社 入社 当社 取締役COO就任 当社 代表取締役COO就任(現任)	(注)3	(注)5	16,000
取締役	近藤 寿子	1965年7月27日	1986年4月 1996年2月 2000年1月	富士電機マイコンエンジニアリング株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	21,000
取締役	野口 保之	1963年4月4日	1985年4月 1996年4月 2000年7月 2002年4月	住友商事マシネックス株式会社 入社 株式会社KSKベルネット 取締役就任 当社 入社 営業部長 当社 取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	6,000
取締役	多喜 良夫	1968年3月25日	1990年4月 1999年4月 2010年3月 2013年12月 2019年6月	大和証券株式会社 入社 大和証券エスピー・キャピタル・マーケティング株式会社(現大和証券株式会社) 入社 株式会社ユーグレナ 取締役就任 同社 監査役就任 当社 取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	3,000
取締役	齋藤 陽亮	1978年10月17日	2003年12月 2009年1月 2015年6月 2017年8月 2017年11月 2019年12月 2019年12月 2024年2月	株式会社モノリス 入社 当社 入社 当社 ビジネスソリューション事業部事業部長 当社 国際開発ソリューション事業部事業部長 当社 執行役員就任 当社 ソリューションパートナー事業部事業部長 当社 執行役員COO補佐就任 当社 取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	—
取締役	上原 真二 (注)1	1956年6月7日	1980年4月 1989年11月 2003年7月 2012年4月 2014年7月 2021年7月	三和銀行株式会社(現三菱UFJ銀行) 入社 同社 資本市場部部長代理 UFJキャピタル株式会社(現三菱UFJキャピタル株式会社) 入社投資第5部長 同社 投資営業部部長 同社 理事投資営業部部長 当社 取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
常勤監査役	猪股 和昭	1963年5月19日	1988年4月 1997年4月 2017年12月 2019年2月	富士電機株式会社 入社 当社 入社 当社 経営推進部長 当社 監査役就任(現任)	(注)4	(注)5	16,000
監査役	弓場 啓司 (注)2	1968年3月28日	1992年10月 1996年4月 2004年7月 2007年8月 2011年8月 2015年12月 2017年8月 2017年9月 2018年2月 2021年6月	中央新光監査法人(最終名称みすず監査法人) 入所 公認会計士登録 中央青山監査法人(最終名称みすず監査法人) 社員(パートナー) 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 移籍 同監査法人 社員(パートナー) トーマツeラーニングソリューションズ株式会社 専務取締役就任 トーマツeラーニングソリューションズ株式会社 代表取締役社長就任 三恵ビジネスコンサルティング株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 一般社団法人 国際コンピュータ利用監査教育協会設立 代表理事就任(現任) 当社 監査役就任(現任) 株式会社ADEKA 監査等委員である取締役(補欠) (現任)	(注)4	(注)5	—
監査役	片倉 秀次 (注)2	1981年9月11日	2010年12月 2018年6月 2018年6月 2019年6月 2021年2月 2023年1月	弁護士登録 小笠原六川国際総合法律事務所入所 JAZY総合法律事務所設立 代表弁護士就任 株式会社リビングプラットフォーム 監査役就任(現任) 当社 監査役就任(現任) 株式会社Siiibo(現Siiibo証券株式会社) 監査役就任(現任) 弁護士法人かがやき総合設立 代表弁護士就任(現任)	(注)4	(注)5	—
計							1,200,000

- (注) 1. 取締役 上原 真二は、社外取締役であります。
2. 監査役 弓場 啓司及び片倉 秀次は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年9月8日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役任期は、2025年9月8日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年11月期における役員報酬の総額は211,280千円を支給しております。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部門の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、野原成幸1名であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

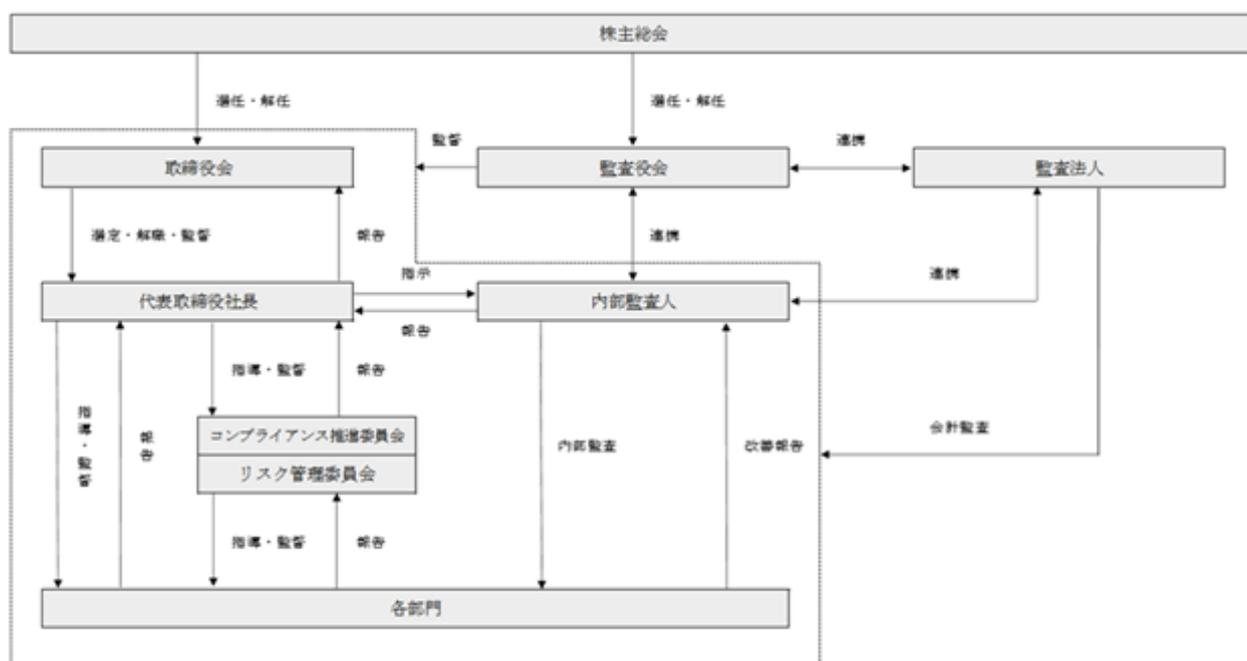
当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを遵守することで、社会的信頼に応え、全てのステークホルダーから評価される企業であり続けるために積極的に社会に貢献することを基本的な考えとし、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業価値の向上を目指しております。

コーポレート・ガバナンス体制の確立、強化は、企業経営の重要課題の一つと位置づけ、今後も成長のステージに応じた見直しを図り、ディスクロージャー体制及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。また、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当を置き、監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、独立性を有する監査役が取締役の職務執行を監査する体制を構築し、経営の監督・牽制機能を果たしております。また、社外取締役1名と社外監査役2名を選任し、外部からの視点や専門的な視点から、経営監督機能を強化しております。これらの体制を採用することにより、経営監視機能の実効性を確保しているものと考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下の通りであります。



イ. 会社の機関の基本説明

a. 取締役会

当社の取締役会は、議長堀 弘明（代表取締役社長兼CEO）、吉田自由児（代表取締役COO）、近藤寿子（取締役）、野口保之（取締役）、多喜良夫（取締役）、齋藤陽亮（取締役）及び上原真二（社外取締役）の7名で構成されております。取締役会は、会社の経営方針、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織、人事及び経営に関する重要な事項を意思決定する機関として、月1回の定時取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務執行の状況を監督しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、議長猪股和昭（常勤監査役）、弓場啓司（社外監査役）及び片倉秀次（社外監査役）の3名で構成されております。監査役会は、原則月1回の定例監査役会と必要に応じて臨時に開催しており、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、監査役間の意見交換を実施する他、監査方針、年度監査計画等を決議しております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席する他、監査計画に基づいて重要書類の閲覧、役職員への質問等

の監査手続をとおり、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

c. 内部監査担当

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人3名が、自己の属する部門を除く当社グループ全体の業務監査を実施し、代表取締役に内部監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、監査役会及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

d. 会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年11月期において監査を執行した公認会計士は、飯塚 徹氏、藤田英之氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他10名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

e. コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会

当社は、原則月1回、全役員を構成員とする、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス推進委員会を開催すると共に、リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を開催し、コンプライアンス上の課題やリスク管理上の課題が新たに発生していないかを確認し、適時に対応できる体制をとっております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

2019年8月22日、2021年7月21日及び2026年1月13日開催の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は、以下の通りです。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」及び「DKスタッフの『5つの精神』」を制定し、役職員はこれを遵守する。
- ・ 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
- ・ 経営推進部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス推進委員会と連携の上、役職員に対する適切な教育研修体制を構築する。
- ・ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役の管轄のもと、内部監査人が、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役会議事録、その他の重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ・ 文書管理部署の経営推進部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれら文書を閲覧に供する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、災害リスク、情報リスク、財務報告虚偽記載リスク、当社従業員の負傷、疾病及び死亡リスク、雇用及び人事リスク、社内不正及び犯罪リスク、サービスリスク、契約リスク、法令違反リスク、知的財産リスク、協力会社リスク等、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、定時取締役会を月1回開催する他、迅速かつ機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を適宜開催し、取締役の適切かつ効率的な職務執行が行える体制を確保する。
- ・ 部門長会を原則として週1回開催し、代表取締役は、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の意思決定及び指示事項を部門長に伝達する。部門長は各部門の業務執行状況を報告し、情報及び課題の適時共有を図る。

- ・ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を適切かつ効率的に行うため、業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各階層の責任者が意思決定ルールに則り役割と責任を明確にして業務を分担する体制を構築する。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、「経営理念」及び「DKスタッフの『5つの精神』」を制定し、子会社にこれらの共有・浸透を図り、その業務の適正を確保する。
 - ・ 子会社は、「関係会社管理規程」に定める承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めると共に、定期的に会議を開催し、経営管理情報及び業務進捗情報の報告を実施することにより、業務執行体制の適正を確保する。
 - ・ 子会社は、当社の内部監査人による定期的な内部監査の対象とし、内部監査を通じてその業務全般の適正を確保する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ・ 当該使用人が監査役がその職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役が行う。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ・ 監査役への報告・情報提供は以下の通りとする。
定例の報告として取締役会で報告を行う。
その他、緊急性に応じて随時報告を実施する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 代表取締役社長及び内部監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、取締役を始め、定例部門長会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - ・ 監査役会は定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法やその他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- j. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - ・ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力排除に取り組む。
反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 - ・ 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力への対応」について明文化し、全役職員の行動指針とする。
反社会的勢力の排除を推進するため、経営推進部を統括管理部門とする。
「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

ロ. 監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名（社内監査役）及び非常勤監査役2名（社外監査役）で構成されております。当社の監査役監査は、会社法等諸法令・定款、監査役会規程に基づき監査を行っております。客観的・大局的に総合的判断を行うと共に取締役に対して建設的な助言又は必要に応じて勧告等の意見を述べる等の措置を講じることにより、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与しております。

なお、社外監査役の弓場啓司は公認会計士の資格を有しており財務会計に関して相当程度の知見を有しております。社外監査役の片倉秀次は弁護士の資格を有しており企業法務に精通し、幅広い知識と豊富な知見を有しております。

監査役会における主な検討事項としては、監査報告の作成、監査計画の策定、会計監査人の再任・不再任及び報酬の同意、各四半期において会計監査人とのレビュー内容を含む意見交換、稟議書等の社内決裁内容の確認等であります。また、常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、社内各部門における業務内容についての監査手続の実施、取締役会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等重要な会議への出席、取締役へのヒアリング等を行っております。

ハ. 内部監査の状況

当社の内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規定に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的としております。当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人3名が、自己の属する部門を除く当社グループ全体の業務監査を実施し、相互牽制の体制を構築しております。

監査役と内部監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に進めると共に、監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

ニ. 社外役員状況

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の上原真二は、長年にわたり金融機関及びベンチャーキャピタルの実務を通じてベンチャー企業の経営を監視、意見、提言等を行ってまいりました。これらの経験に基づき、経営から独立し、客観的な見地から当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待して、社外取締役に選任しております。なお、当社との間で人的・資本的關係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の弓場啓司は公認会計士であり、財務及び会計に関する専門知識を有しており、当社の経営全般の監査・監督機能の強化を図るため、社外監査役に選任しております。当社との間に人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の片倉秀次は弁護士であり、法律に関する専門知識と弁護士事務所代表としての経験を有しており、当社の経営全般の監査・監督機能の強化を図るため、社外監査役に選任しております。当社との間に人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

ホ. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席することにより経営者の業務執行を監督すると共に、必要に応じて、内部統制部門に意見具申しております。

監査役会、会計監査人及び内部監査担当者は定期的な会合を設け、相互に意見交換、情報交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実に向けた相互連携を図っております。

ヘ. 役員報酬の内容

取締役の報酬は、2023年2月24日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。各監査役の報酬は2020年2月28日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会の協議において決定しております。なお、当社の取締役の報酬限度額は一事業年度当たり金銭

報酬に関する支給限度額として取締役が200,000千円以内、監査役が25,000千円以内と株主総会において決議されております。

当社は、以下の基本方針及び取締役報酬決定プロセスに基づき、役員報酬を決定しております。

a. 基本方針

各取締役の報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任期間の貢献度、当社業績、従業員給与水準等を総合的に勘案して決定するものとしております。

各監査役の報酬は固定報酬とし、監査役の協議により決定するものとしております。

b. 取締役報酬決定プロセス

各取締役の具体的な報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長にその決定を委任しております。代表取締役社長は、人事担当取締役の取締役報酬案を勘案し、各取締役の評価を行った後、社外役員との審議を経て、各取締役の報酬案を決定いたします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、以下の通りです。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	174,100	174,100	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	15,130	15,130	—	—	1
社外役員	9,240	9,240	—	—	3

(注) 1. 役員ごとの連結報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載しておりません。

2. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

ト. 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

チ. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

リ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ヌ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ル. 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ヲ. 役員の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は取締役会の決議により法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

ワ. 取締役、監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役（非業務執行取締役等）との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。非業務執行取締役等がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無い時に、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、その額を超える部分については責任を負わないものとしております。

カ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためです。

コ. 株式の保有状況

a. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、当社の継続的な発展や中長期的な企業価値向上に資すると判断されるものを、投資目的が純投資目的以外の目的である投資株式として保有対象としております。

なお、当社は純投資目的での投資株式は原則として保有しない方針としており、当事業年度末において保有する純投資目的の投資株式はありません。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- ・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会において、個別の保有投資株式に関して取引高、量的、質的な取引依存度、今後の事業展開での必要性を検証いたしております。検証の結果、不適切と判断される場合には保有を解消いたします。

なお、保有投資株式に係る議決権の行使については、各議案の内容が当社グループの企業価値を毀損させる可能性が無いか、発行会社の企業価値の向上を期待することができるか否かを精査した上で、適切に行使用いたしております。

- ・銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	0
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- ・特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	25,700	—
連結子会社	—	—
計	25,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

当社連結子会社であるJapan Digital University LLC. は、当社の監査法人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬として411百万スムを支払っております。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきまして、監査内容、監査日数等を勘案し、監査公認会計士等との協議を経て決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年12月1日から2025年11月30日まで)の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修への参加ならびに会計専門誌の定期購読により、積極的な会計基準の情報収集に努めております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 1,107,663	※1 1,062,755
受取手形、売掛金及び契約資産	※2 610,138	※2 751,352
仕掛品	42,009	41,290
その他	181,268	144,939
貸倒引当金	△644	△22
流動資産合計	1,940,435	2,000,315
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	458,467	463,487
減価償却累計額	△173,667	△189,181
建物及び構築物(純額)	284,800	274,305
工具器具備品	28,796	38,145
減価償却累計額	△16,185	△21,758
工具器具備品(純額)	12,611	16,386
土地	255,696	255,696
建設仮勘定	—	2,596
有形固定資産合計	553,107	548,984
無形固定資産		
ソフトウェア	272,485	331,365
その他	55,054	36,665
無形固定資産合計	327,539	368,031
投資その他の資産		
繰延税金資産	59,230	128,427
その他	※3 126,780	※3 115,874
投資その他の資産合計	186,011	244,301
固定資産合計	1,066,658	1,161,318
資産合計	3,007,093	3,161,633

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	79,428	62,309
一年内返済予定の長期借入金	※1 122,983	※1 118,853
未払金	59,193	44,960
未払費用	266,620	300,511
未払法人税等	15,895	83,253
前受金	220,024	229,144
製品保証引当金	5,836	3,810
その他	27,345	53,133
流動負債合計	797,327	895,976
固定負債		
長期借入金	425,893	※1 315,373
固定負債合計	425,893	315,373
負債合計	1,223,220	1,211,349
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,450	40,450
資本剰余金	75,067	100,149
利益剰余金	1,672,606	1,815,326
自己株式	△42,738	△39,721
株主資本合計	1,745,385	1,916,205
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	38,487	34,078
その他の包括利益累計額合計	38,487	34,078
純資産合計	1,783,872	1,950,284
負債純資産合計	3,007,093	3,161,633

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
売上高	3,014,029		3,326,846	
売上原価	1,563,302		1,726,958	
売上総利益	1,450,726		1,599,887	
販売費及び一般管理費				
給料手当	431,095		413,378	
賞与	76,201		87,695	
役員報酬	192,955		198,470	
広告宣伝費	123,318		104,836	
減価償却費	40,399		23,043	
貸倒引当金繰入額	△2,454		△621	
製品保証引当金繰入額	△4,484		△2,026	
その他	474,991		538,550	
販売費及び一般管理費合計	※1	1,332,023	※1	1,363,326
営業利益	118,703		236,561	
営業外収益				
受取利息	66		1,434	
賃貸収入	1,762		1,802	
事務代行手数料	363		1,090	
為替差益	—		7,909	
遅延損害金収入	5,647		—	
雑収入	224		250	
営業外収益合計	8,065		12,488	
営業外費用				
支払利息	1,818		4,528	
固定資産除却損	—		※2	434
為替差損	11,340		—	
控除対象外消費税等	859		1,176	
雑損失	652		454	
営業外費用合計	14,670		6,593	
経常利益	112,098		242,456	
特別損失				
減損損失	※3	144,515	※3	25,649
投資有価証券評価損	—		2,371	
特別損失合計	144,515		28,020	
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失(△)	△32,417		214,435	
法人税、住民税及び事業税	112,789		140,911	
法人税等調整額	13,966		△69,196	
法人税等合計	126,755		71,714	
当期純利益又は当期純損失(△)	△159,172		142,720	
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△159,172		142,720	

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△159,172	142,720
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,149	△4,408
その他の包括利益合計	※1 1,149	※1 △4,408
包括利益	△158,023	138,312
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△158,023	138,312
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	40,450	75,067	1,831,779	△42,738	1,904,558
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△159,172		△159,172
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△159,172	—	△159,172
当期末残高	40,450	75,067	1,672,606	△42,738	1,745,385

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	37,337	37,337	1,941,896
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△159,172
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,149	1,149	1,149
当期変動額合計	1,149	1,149	△158,023
当期末残高	38,487	38,487	1,783,872

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	40,450	75,067	1,672,606	△42,738	1,745,385
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			142,720		142,720
自己株式の処分		25,081		3,017	28,098
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	25,081	142,720	3,017	170,819
当期末残高	40,450	100,149	1,815,326	△39,721	1,916,205

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	38,487	38,487	1,783,872
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			142,720
自己株式の処分			28,098
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,408	△4,408	△4,408
当期変動額合計	△4,408	△4,408	166,411
当期末残高	34,078	34,078	1,950,284

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失 (△)	△32,417	214,435
減価償却費	101,629	110,486
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,454	△621
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△4,484	△2,026
支払利息	1,818	4,528
投資有価証券評価損	—	2,371
固定資産除却損	—	434
減損損失	144,515	25,649
売上債権の増減額(△は増加)	△156,427	△141,214
棚卸資産の増減額(△は増加)	△22,890	3,170
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△38,069	33,877
長期前払費用の増減額 (△は増加)	12,100	10,228
仕入債務の増減額(△は減少)	2,387	△17,119
未払金の増減額 (△は減少)	19,706	△14,233
未払費用の増減額 (△は減少)	6,400	33,891
前受金の増減額 (△は減少)	△30,755	9,119
その他流動負債の増減額(△は減少)	△17,874	25,788
その他	△7	△2,616
小計	△16,821	296,149
利息及び配当金の受取額	7	1,434
利息及び保証料の支払額	△1,818	△4,528
法人税等の支払額	△214,443	△73,552
営業活動によるキャッシュ・フロー	△233,075	219,503
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	57,042	57,042
定期預金の預入による支出	△57,042	△57,061
有形固定資産の取得による支出	△33,966	△24,286
無形固定資産の取得による支出	△187,220	△148,300
保険積立金の積立による支出	△864	△864
保証金の返還による収入	166	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△221,886	△173,470

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の借入による収入	500,000	—
長期借入金の返済による支出	△36,364	△114,650
社債の償還による支出	△4,500	—
自己株式の売却による収入	—	28,098
財務活動によるキャッシュ・フロー	459,136	△86,551
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,149	△4,408
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,322	△44,926
現金及び現金同等物の期首残高	1,045,297	1,050,620
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,050,620	※1 1,005,693

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

Japan Digital University LLC.

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

持分法を適用した関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社デジタル・エデュケーショナル・サポート

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の9月30日現在の仮決算により作成した財務諸表を使用しております。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。海外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 10～34年

工具器具備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品保証及び瑕疵担保責任に伴う費用支出に備えるため、納品済みの製品については、過去の実績に基づいて計算した見積改修費用を、特定の製品については、個別に検討した改修に必要な見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 教育DXライセンス

教育DXライセンスは主に、システム利用ライセンス、システム保守・運用、運用サポートを提供しております。当該サービスは契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、取引価格の算定に変動対価は含まれておりません。また、履行義務に対する対価は、履行義務充足時点から主に1か月以内に受領しており、重要な金利要素を含んでおりません。

② 教育DXインテグレーション

教育DXインテグレーションは主に、システム設計・開発、サーバー構築、教材制作、作業代行等を提供しております。当該契約は、一時点で移転されるサービスであり、当該サービスに係る顧客の検収完了時点で収益を認識しております。なお、取引価格の算定に変動対価は含まれておりません。また、履行義務に対する対価は、履行義務充足時点から主に1か月以内に受領しており、重要な金利要素を含んでおりません。

③ Japan Digital University

Japan Digital Universityは主にウズベキスタン共和国において大学教育の提供を行っております。大学の学費は、現地の経済事情を考慮して大学在学中に回収する通常学費と、大学卒業後に回収する後払可能学費に分類していますが、いずれも大学教育は在学中にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、後払可能学費は、大学を卒業し日本へ就職した後に回収することを想定しているため、大学の卒業及び日本への就職に関する不確実性を勘案して変動対価であると判断して、取引価格を算定しております。変動対価は最頻値による方法を用いて変動対価の額を見積り、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

また、後払可能学費は、大学を卒業し就職後に5年間にわたり分割して回収を行う契約となっており、履行義務の充足時点と顧客が対価の支払を行う時点との間の期間が長期にわたることから、関連する市場金利が相当程度高く、金融要素に対する影響が大きいと考えられる場合、重要な金融要素を含む契約と判断し、履行義務充足時点における割引率を用いて金利相当額の調整を行っております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資から成っております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項但し書に定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)但し書に定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかに関わらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取利息」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた291千円は、「受取利息」66千円、「雑収入」224千円として組み替えております。

(追加情報)

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
預金	22,000千円	20,061千円
1年内返済予定長期借入金	4,130千円	108,329千円
長期借入金	— 〃	275,009 〃

※2 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
受取手形	911千円	911千円
売掛金	535,679 〃	474,723 〃
契約資産	73,547 〃	275,717 〃

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
投資その他の資産その他	3,350千円	3,350千円

4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
当座貸越極度額	600,000千円	600,000千円
借入実行残高	— 〃	— 〃
差引額	600,000千円	600,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次の通りであります。

前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
27,040千円	24,882千円

※2 固定資産除却損の内容は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
工具器具備品	－千円	434千円

※3 減損損失

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

地域	主な用途	種類	減損損失 (千円)
ウズベキスタン	Japan Digital Universityの大学校舎設備等	建物内装設備等	144,515

※ 地域ごとの減損損失の内訳

・ウズベキスタン144,515千円(内、建物及び構築物101,213千円、工具器具備品43,301千円)

当社グループは、原則として事業セグメント単位を基準としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(144,515千円)として特別損失に計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、使用価値を零と評価し、割引率を使用しておりません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

地域	主な用途	種類	減損損失 (千円)
ウズベキスタン	Japan Digital Universityの大学設備等	設備等	5,721
日本	サービスの開発を中止したソフトウェア	ソフトウェア等	19,927

※ 地域ごとの減損損失の内訳

・ウズベキスタン 5,721千円(内、工具器具備品5,721千円)

・日本 19,927千円(内、ソフトウェア19,927千円)

当社グループは、原則として事業セグメント単位を基準としてグルーピングを行っております。

設備等は、Japan Digital Universityにおける営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

ソフトウェア等は、サービスの開発を中止したことから、帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、それぞれの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、使用価値を零と評価し、割引率を使用しておりません。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,149千円	△4,408千円
その他の包括利益合計	1,149千円	△4,408千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,450,000	—	—	1,450,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	185,818	—	—	185,818

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
提出会社	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
提出会社	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—

(注) 1. 第6回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,450,000	—	—	1,450,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	185,818	—	13,118	172,700

(変動事由の概要)

自己株式の減少は、従業員持株会への譲渡によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出会社	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
提出会社	第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金	1,107,663千円	1,062,755千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△57,042 〃	△57,061 〃
現金及び現金同等物	1,050,620千円	1,005,693千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余裕資金を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達について銀行借入によっております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが6か月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門及び与信管理担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部の後払可能学費債権については、債務保証業者による債務保証を付与することでリスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利動向を適時監視し、借入残高の適正化に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、資金調達の合理化を目的として、当座貸越枠の充実と本社一元管理をしており、財務担当部門が適時に資金繰りを把握すると共に、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度(2024年11月30日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(1年内に返済予定のものを含む)	548,876	548,882	6
負債計	548,876	548,882	6

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

当連結会計年度(2025年11月30日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	751,352	750,711	△641
資産計	751,352	750,711	△641
(1) 長期借入金(1年内に返済予定のものを含む)	434,226	434,287	61
負債計	434,226	434,287	61

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,107,663	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	610,138	—	—	—
合計	1,717,801	—	—	—

当連結会計年度 (2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,062,509	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	618,899	76,776	55,676	—
合計	1,681,409	76,776	55,676	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	122,983	102,187	110,520	110,520	93,874	8,792
合計	122,983	102,187	110,520	110,520	93,874	8,792

当連結会計年度 (2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	118,853	110,520	110,520	85,541	8,792	—
合計	118,853	110,520	110,520	85,541	8,792	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	548,882	—	548,882
負債計	—	548,882	—	548,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（2025年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	750,711	—	750,711
資産計	—	750,711	—	750,711
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	434,287	—	434,287
負債計	—	434,287	—	434,287

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち後払可能学費債権については、一定の期間ごとに分離し、市場金利等を加味した利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度（2024年11月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年11月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年10月17日 (第3回新株予約権)	2020年11月30日 (第4回新株予約権)	2021年11月1日 (第5回新株予約権)	2022年11月17日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 97名	当社取締役 1名	当社取締役 4名 当社従業員 38名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 136,790株	普通株式 8,000株	普通株式 17,593株	普通株式 1,120株
付与日	2019年10月18日	2020年12月1日	2021年11月2日	2022年11月25日
権利確定条件	「第5 発行者の状況(1) 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。			
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年10月18日～ 2029年10月17日	2022年12月1日～ 2030年11月30日	2023年11月2日～ 2031年10月31日	2024年11月26日～ 2032年11月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年10月17日 (第3回新株予約権)	2020年11月30日 (第4回新株予約権)	2021年11月1日 (第5回新株予約権)	2022年11月17日 (第6回新株予約権)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	136,990	8,000	17,693	1,350
付与	—	—	—	—
失効	200	—	100	230
権利確定	—	—	—	—
未確定残	136,790	8,000	17,593	1,120
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年10月17日 (第3回新株予約権)	2020年11月30日 (第4回新株予約権)	2021年11月1日 (第5回新株予約権)	2022年11月17日 (第6回新株予約権)
権利行使価格(円)	800	1,200	1,500	1,900
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正 な評価単価(株)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第6回新株予約権以前のストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	—千円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
未払賞与	34,586千円	44,362千円
税務上の売上高認識額	— "	9,032 "
貸倒引当金	— "	38,785 "
未払事業税	1,564 "	7,435 "
投資有価証券評価損	8,692 "	7,086 "
一括償却資産	3,571 "	3,716 "
その他	19,731 "	27,753 "
繰延税金資産小計	68,145千円	138,171千円
評価性引当額	△8,914 "	△9,743 "
繰延税金資産合計	59,230千円	128,427千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。また、当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い2026年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年12月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			合計
	教育DX事業	教育輸出事業	計	
教育DXライセンス	2,083,555	—	2,083,555	2,083,555
教育DXインテグレーション	779,472	—	779,472	779,472
Japan Digital University	—	151,001	151,001	151,001
顧客との契約から生じる収益	2,863,028	151,001	3,014,029	3,014,029
外部顧客への売上高	2,863,028	151,001	3,014,029	3,014,029

当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			合計
	教育DX事業	教育輸出事業	計	
教育DXライセンス	2,229,129	—	2,229,129	2,229,129
教育DXインテグレーション	767,364	—	767,364	767,364
Japan Digital University	—	330,353	330,353	330,353
顧客との契約から生じる収益	2,996,493	330,353	3,326,846	3,326,846
外部顧客への売上高	2,996,493	330,353	3,326,846	3,326,846

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位: 千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	376,452	536,590
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	536,590	475,634
契約資産 (期首残高)	77,258	73,547
契約資産 (期末残高)	73,547	275,717
契約負債 (期首残高)	250,780	220,024
契約負債 (期末残高)	220,024	229,144

契約資産は、継続的に役務の提供を行う契約について、サービスの提供と共に収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。また、当連結会計年度において契約資産が増加した主な要因は、後払可能学費の計上によるものです。

契約負債は、主に、継続的に役務の提供を行う契約について、サービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は250,658千円であります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は220,024千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び連結子会社（Japan Digital University LLC.）の計2社で構成されており、製品・サービス別に「教育DX事業」、「教育輸出事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「教育DX事業」は、主にeラーニング専用プロダクト（製品）、eラーニングシステムカスタマイズ（構築）、eラーニングサーバー運用（ホスティング）、コンテンツ制作・販売（教材）、受講者募集支援（プロモーション）、運用アウトソース（運用）、教育・IT機材（教育IT）等の製造及び販売を行っております。

「教育輸出事業」は、主にウズベキスタン共和国における大学事業の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	教育DX	教育輸出	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,863,028	151,001	3,014,029	—	3,014,029
セグメント間の内部 売上高又は振替高	196,676	1,554	198,230	△198,230	—
計	3,059,704	152,555	3,212,260	△198,230	3,014,029
セグメント利益又は損失(△)	375,691	△250,485	125,206	△6,503	118,703
セグメント資産	2,954,342	200,851	3,155,194	△148,101	3,007,093
セグメント負債	1,189,970	468,298	1,658,268	△435,048	1,223,220
その他の項目					
減価償却費	83,043	18,586	101,629	—	101,629
税金費用	126,755	—	126,755	—	126,755
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	335,035	4,316	339,352	—	339,352

(注) 1. 調整額は、以下の通りであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△6,503千円には、セグメント間取引消去△6,503千円が含まれておりません。
- (2) セグメント資産の調整額△148,101千円には、セグメント間取引に係る債権△148,101千円が含まれております。
- (3) セグメント負債の調整額△435,048千円は、セグメント間取引に係る債務△435,048千円であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	教育DX	教育輸出	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,996,493	330,353	3,326,846	—	3,326,846
セグメント間の内部 売上高又は振替高	19,355	8,598	27,954	△27,954	—
計	3,015,848	338,951	3,354,800	△27,954	3,326,846
セグメント利益又は損失(△)	346,352	△109,790	236,561	—	236,561
セグメント資産	3,034,772	653,853	3,688,626	△526,992	3,161,633
セグメント負債	1,396,442	712,847	2,109,289	△897,940	1,211,349
その他の項目					
減価償却費	110,486	—	110,486	—	110,486
税金費用	71,714	—	71,714	—	71,714
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	168,370	5,721	174,092	—	174,092

(注) 1. 調整額は、以下の通りであります。

- (1) セグメント資産の調整額△526,992千円には、セグメント間取引に係る債権△526,992千円が含まれております。
- (2) セグメント負債の調整額△897,940千円は、セグメント間取引に係る債務△897,940千円であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先が無いため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先が無いため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	教育DX	教育輸出	計		
減損損失	—	144,515	144,515	—	144,515

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	教育DX	教育輸出	計		
減損損失	19,927	5,721	25,649	—	25,649

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	1,411円09銭	1,526円88銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△125円91銭	112円68銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△159,172	142,720
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△159,172	142,720
普通株式の期中平均株式数(株)	1,264,182	1,266,626
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権 (新株予約権の数136,990個) 第4回新株予約権 (新株予約権の数8,000個) 第5回新株予約権 (新株予約権の数17,693個) 第6回新株予約権 (新株予約権の数1,350個)	第3回新株予約権 (新株予約権の数136,790個) 第4回新株予約権 (新株予約権の数8,000個) 第5回新株予約権 (新株予約権の数17,593個) 第6回新株予約権 (新株予約権の数1,120個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	122,983	118,853	0.90	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	425,893	315,373	0.90	2026年12月1日～ 2030年9月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	548,876	434,226	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	110,520	110,520	85,541	8,792

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年11月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 https://www.digital-knowledge.co.jp/
株主に対する特典	無し

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

株式会社デジタル・ナレッジ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 英之

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタル・ナレッジの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタル・ナレッジ及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上